

別紙様式4

法令適用事前確認手続 回答通知書

令和6年9月9日

照会者名 [REDACTED]
代理人名 [REDACTED]

出入国在留管理庁参事官(法規)

令和6年8月9日付け(令和6年8月13日受信)で別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象法令(条項)の対象となるか否かについて

対象となる / 対象とならない

(※ 回答しない場合は、その旨を記載する。)

2 理由(見解及び根拠)

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)の規定に抵触するか否かについては、個別具体の事案において諸般の事情を総合的に判断して決すべきものであって、一般的・抽象的に回答することは困難である。

なお、法別表第一の二の表の「医療」の在留資格により本邦において行うことができる活動は、「医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動」であるところ、「外国における医師資格ないし看護師資格保有者」が「日本の医師資格ないし看護師資格保有者に対して、日本の医師資格ないし看護師資格を必要とする施術の技術について指導・教授する」ことが「法律上資格を有する者」が行うこととされている「医療に係る業務に従事する活動」に該当しない場合は、「医療」の在留資格により本邦において行うことができる活動に該当しないこととなる。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。